

第3次岐阜市男女共同参画基本計画改定について

項目	現行計画	計画改定案																						
背景	【改定経緯】 本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざし、平成30年3月に「第3次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅣ」を策定。 この計画で、令和4年度までの評価指標を設定し、達成に向け取り組んでいる。 今回、令和2年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」を基本とし、社会経済情勢の変化、評価指標の達成状況及び数値の推移を勘案し、5年後（令和9年度）の評価指標を再設定した「第3次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅣ（改訂版）」を策定する。 【策定経過】 平成7年3月 岐阜市女性行動計画「ぎふし未来スケッチ」（10年計画）策定（平成7年～16年度） 平成14年6月「岐阜市男女共同参画推進条例」制定 ⇒男女共同参画に係る基本理念を規定 平成16年3月 岐阜市男女共同参画基本計画「ぎふし未来スケッチⅡ」策定（平成16年～20年度） 平成21年3月 第2次岐阜市男女共同参画基本計画「ぎふし未来スケッチⅢ」策定（平成21年～29年度） 平成30年3月 第3次岐阜市男女共同参画基本計画「ぎふし未来スケッチⅣ」策定（平成30年～令和9年度）	【計画改定に向けての留意点】 国の第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～から見える <u>岐阜市男女共同参画基本計画改定への取り組むべき事項</u> ○目指すべき社会 ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 ○関係法令・制度等の改正 女性活躍推進法、育児・介護休業法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 など ○新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした変化 ① 外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加が深刻化 ② 非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れており、経済的困難に陥る家庭の増加も危惧されている ③ オンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが求められる（DXの推進） ④ 在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機 ○SDGsの達成に向けて ① ジェンダー平等を実現し、女性と女兒のエンパワーメント（権限・自信の付与）達成（No.5「ジェンダー平等を実現しよう」） ② ダイバーシティの推進 多種多様な人がお互いの考え方の違いや個性を受け入れ、企業側も多様な働き方ができる職場環境の整備（No.8「働きがいも経済成長も」）																						
	男女共同参画基本計画	【現行計画の位置づけ】 男女共同参画社会基本法 第5次男女共同参画基本計画（国） 第4次岐阜県男女共同参画計画 岐阜市男女共同参画推進条例 根拠：第5条第1項及び第10条第1項 「岐阜市未来のまちづくり構想」（令和4年4月～） 【将来像】 人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち 市長 男女共同参画推進本部 （推進本部長：市長） 男女共同参画推進条例に基づき設置、男女共同参画に関することを審議 男女共同参画推進審議会 男女共同参画推進条例第20条に基づき設置 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価審議 「岐阜市男女共同参画基本計画」 すべての人が自らの未来を選択でき、意欲をもって輝けるまち 策定・推進 個別計画 整合連携 関連個別計画 ・岐阜市地域福祉推進計画 ・第3期岐阜市教育振興基本計画 ・第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画 ・第3次岐阜市生涯学習基本計画 ・第8期岐阜市高齢者福祉計画 ・第3次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 ・第4次岐阜市障害者計画 ・第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画 ・仕事と子育て充実支援プログラム（特定事業主行動計画） ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 ・岐阜市多文化共生推進基本計画 ・その他、様々な個別計画	【計画策定スケジュール】 <table><tr><th>年 月 日</th><th>内 容</th></tr><tr><td>令和4年7月20日</td><td>第1回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画素案の協議について諮問）</td></tr><tr><td>8月～9月</td><td>事務局案を関係各課に提示</td></tr><tr><td>11月上旬</td><td>第2回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画案提示）</td></tr><tr><td>11月中旬～12月中旬</td><td>パブリックコメント手続実施</td></tr><tr><td>12月</td><td>修正案を委員へ郵送</td></tr><tr><td>令和5年1月下旬</td><td>第3回岐阜市男女共同参画推進審議会</td></tr><tr><td>2月</td><td>計画について答申</td></tr><tr><td>2月</td><td>庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部幹事会）</td></tr><tr><td>2月</td><td>庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部）</td></tr><tr><td>3月下旬</td><td>岐阜市男女共同参画基本計画策定及び公表</td></tr></table>	年 月 日	内 容	令和4年7月20日	第1回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画素案の協議について諮問）	8月～9月	事務局案を関係各課に提示	11月上旬	第2回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画案提示）	11月中旬～12月中旬	パブリックコメント手続実施	12月	修正案を委員へ郵送	令和5年1月下旬	第3回岐阜市男女共同参画推進審議会	2月	計画について答申	2月	庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部幹事会）	2月	庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部）	3月下旬
年 月 日	内 容																							
令和4年7月20日	第1回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画素案の協議について諮問）																							
8月～9月	事務局案を関係各課に提示																							
11月上旬	第2回岐阜市男女共同参画推進審議会（計画案提示）																							
11月中旬～12月中旬	パブリックコメント手続実施																							
12月	修正案を委員へ郵送																							
令和5年1月下旬	第3回岐阜市男女共同参画推進審議会																							
2月	計画について答申																							
2月	庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部幹事会）																							
2月	庁内会議（岐阜市男女共同参画推進本部）																							
3月下旬	岐阜市男女共同参画基本計画策定及び公表																							

計画改定の体系（基本目標・方針）案

① ぎふし未来スケッチⅣ	② 第5次男女共同参画基本計画(国)	計画改定の体系骨子(案)				
		③ 計画改定案の背景と課題	④ 基本目標	⑤ 方針		
○基本理念 ・男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること ・性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること ・市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること ・男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること ○めざす将来像 すべての人が自らの未来を選択でき、意欲を持って輝けるまち ○基本目標と計画の体系 基本目標Ⅰ 男女の人権尊重 1 女性の人権の擁護 2 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり 3 多文化共生社会に向けての対応 基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成 4 男女共同参画についての啓発 5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画） 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 7 政策・方針決定過程への男女共同参画 8 就業分野における男女共同参画 9 市役所における男女共同参画 基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画 10 家庭・地域における男女共同参画 11 災害時における男女共同参画 12 子育てにおける男女共同参画 13 高齢社会における男女共同参画	○基本的な視点及び取り組むべき事項 ①あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要 ②指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に30％程度となるよう取組を進め、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す ③男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要 ④人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある ⑤ AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある ⑥女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある ⑦多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある ⑧頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させ、特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある ⑨地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある ⑩各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要 ○施策の基本的方向 Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 3 地域における男女共同参画の推進 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進 Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 7 生涯を通じた健康支援 8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 Ⅳ 推進体制の整備・強化	○第5次計画からみだ目指すべき社会 ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きていくことができる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 ○関係法令・制度等の改正 女性活躍推進法、育児・介護休業法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 ほか ○新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした変化 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしており、これまで見過ごされてきたこと、潜在的であったもの、表面化してこなかった問題が可視化された ●外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加が深刻化 ●非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥る家庭の増加も危惧されている ●オンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが求められる（DXの推進） ●在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある ○OSDGs の達成に向けた世界的な潮流 平成 27（2015）年 9 月、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会に関わる幅広い 17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられた ●No. 5「ジェンダー平等を実現しよう」 女性と女児のエンパワーメント（権限・自信の付与）達成 ●No. 8「働きがいも経済成長も」 すべての人にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事を促進する ・ダイバーシティの推進 多種多様な人が互いの考え方の違いや個性を受け入れ、企業側も多様な働き方ができる職場環境の整備が求められる	Ⅰ 男女の人権尊重	1 男女の人権の擁護 ※「女性」を「男女」へ変更		
					2 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり	
						3 多文化共生社会に向けての対応
					Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成	4 男女共同参画についての啓発 【追加記載】 ※男性の視点からの男女共同参画について ※アンコンシャス・バイアス
						5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実
					Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画 『岐阜市女性活躍推進計画』	6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 【追加記載】 ※家事・育児と仕事の両立 ※ワークダイバーシティ ※男性の家庭参画について、「Ⅳ家庭・地域社会における男女共同参画 12 子育てにおける男女共同参画」に移動
						7 政策・方針決定過程への男女共同参画
						8 就業分野における男女共同参画
						9 市役所における男女共同参画
					Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画	10 家庭・地域における男女共同参画 【追加記載】 ※困難や不安、複合的な課題を抱える方への支援について
						11 災害時における男女共同参画
						12 子育てにおける男女共同参画
						13 高齢社会における男女共同参画